

2

入札談合の防止に向けて
研修会を開催しました

総務部公正取引室では、入札談合の未然防止を徹底するため、例年、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の研修会を開催しています。

今年度も中南部及び宮古・八重山地区の市町村の職員（10月25日）、在沖国家機関及び政府出資法人の職員（11月10日）、沖縄県の職員（11月13日）、北部地区の市町村の職員（12月13日）を対象に研修会を開催しました。



説明を受ける受講者の様子

そして、今年度は、新たに地方公共団体が出席している特定法人や

特別地方公共団体の職員を対象とした研修会（12月6日）も開催しました。

これらの説明会では、入札談合が疑われる状況の説明や入札談合が疑われる場合には、当室に連絡をしてほしいということ、発注機関の職員が入札談合に関与した場合、どのような処分が下されるのかなどについて、過去の入札談合の事例を踏まえながら説明を行いました。

参加者は、真剣な面持ちで講師の説明に耳を傾けていました。



説明の様子

さらに、当室では、入札談合等関与行為防止法について、発注機関からの講師派遣の御要望についても対応しています。お気軽に御連絡ください。

総務部公正取引室

☎098-866-10049

3

金融庁業務説明会
の開催

財務部では、11月6日、那覇市厚生会館において、金融庁総務企画局の古澤審議官を講師に招いて「金融庁業務説明会—中小企業への円滑な資金供給や経営課題の解決支援に向けて—」を開催しました。

【説明会の内容】

説明会では、地域金融機関における事業性評価、経営者保証に関するガイドラインなど、地域金融をめぐる状況や取組みについて説明を行いました。説明後、金融仲介機能のベンチマークや、金融機関が金融仲介機能の取組みを実践していく上での課題について質疑応答があり、盛況のうちに終了しました。

【参加者の反応】

当日は中小企業経営者や経済団



説明会の様子

体、金融機関などから多くの方々
が来場されました。

来場された方から「回答頂きましたアンケートを見ると、理解度については「よく理解できた」、「概ね理解できた」を合わせた割合が9割超となったというほか、説明内容について参考になった項目については、「企業から見た金融機関の評価等」が5割弱、「地域銀行の経営状況」が3割、「経営者保証ガイドライン等」が2割弱など（複数回答）となり、また、説明会全般については「説明、質疑応答の時間をもっと長くして欲しい」という感想も寄せられました。

財務部では、

今後も地域の

皆様金融行政

の理解を深めて

いただけるよう

取り組みを進め

てまいります。

金融庁では、金融行政が何を指し、いかなる方針で行政を行っているかについて「金融行政方針」として明確化し公表するとともに、その進捗や実績を年次で評価し、現状分析や問題提起とあわせ「金融レポート」として公表しています。金融庁ウェブサイトに掲載されておりますので、ぜひご覧ください。

平成28事務年度 金融レポート
<http://www.fsa.go.jp/news/29/20171025.html>
平成29事務年度 金融行政方針
<http://www.fsa.go.jp/news/29/20171110.html>

財務部金融監督課

☎098-866-10095